

名護市轟の滝広場の指定管理者予定候補者の選定結果について

名護市 建設部 都市計画課が所管する名護市轟の滝広場については、次のとおり指定管理者予定候補者を選定したので、その結果を公表します。

なお、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

1 施設の概要

- (1) 名 称 名護市轟の滝広場
- (2) 所在地 名護市字数久田 594 番地
- (3) 設置目的 市は、法第 244 条第 1 項の規定に基づき、轟の滝の豊かな自然環境を保全しつつ、安らぎと潤いのある自然空間を実現させ、地域の活性化を図るため、名護市轟の滝広場を設置する。

2 指定管理者予定候補者

- (1) 名 称 数久田区
- (2) 代表者名 数久田区長 比嘉幹和
- (3) 住 所 名護市字数久田 954 番地 1

3 指定予定期間 令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 選定の経緯

(1) 非公募等

- ① 名護市轟の滝広場を非公募とし、指定管理期間を 5 年間とする。
- ② 指定管理者申請者のプレゼンテーションによる審査を行うことに決定された。

(2) 審査方法等

① 選定委員会

ア 選定機関の名称 名護市指定管理者選定委員会

イ 選定委員会の委員

委員長 副市長

委 員 総務部長 企画部長 地域経済部長 市民部長 福祉部長

こども家庭部長 農林水産部長 建設部長 環境水道部長

教育次長 消防長

② 選定委員会審査日時 令和 2 年 11 月 17 日（火）午後 13：30～午後 14：00

③ 選定基準

ア 事業計画の内容が市民の公平な利用を確保することができること。

イ 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させること。

ウ 事業計画に沿った管理運営を安定して行う能力を有し、施設の管理に係

る経費の縮減が図られること。

エ その他

④ 審査表

別紙のとおり

⑤ 選定結果

各委員の採点表を集計した結果、総得点が配点合計の6割を越えていたため、「数久田区」を指定管理者予定候補者として選定する。

※ (非公募の場合又は公募による1申請者の場合)

公募結果として応募が1申請者のみであるとき又は非公募としたときは、全出席委員の採点合計点数が選定基準以上となった場合において、当該申請者を指定管理者予定候補者とする。

名護市轟の滝広場指定管理者選定委員会 審査表

団体名： 数久田区

選定基準	審査項目	審査内容	配点数	配点数 × 委員数	得点
(1) 事業計画の内容が市民の公平な利用を確保することができるものであること。(配点50点)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が市民の利益に合致しているか。	20	240	216
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。	10	120	108
	公平利用の確保	全般的に市民の公平な利用が図られる内容となっているか。	20	240	208
(2) 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(配点50点)	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能な内容となっているか。	20	240	196
	利用の促進	施設の利用促進に向けた具体的な取り組みがなされているか。	10	120	100
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場に立って創意工夫がなされているか。	20	240	196
(3) 事業計画に沿った管理運営を安定して行う能力を有し、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(配点70点)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容(外部への一部委託を含む)となっているか。	20	240	184
	実施体制	施設の機能を十分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか	20	240	176
	収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。(収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていないか。)	10	120	92
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。	10	120	98
	業務実績	同様施設またはこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。	10	120	102
(4) その他の基準(配点30点)	法令遵守	関係法令及び条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。(個人情報の管理や情報公開への対応なども含む)	10	120	100
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。	10	120	90
	利用者のトラブル対応と要望の把握	利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。	10	120	96
合計			200	2400	1962
選定基準点			120	1440	